

No.	日付	質問内容	回答
1	11月20日	<p>実施要領p2において、広域交流拠点として、「広域から多くの人を訪れ、観光やレクリエーションを楽しめる拠点」とあります。一方で、同じくp4の4.広域交流拠点の基本的な方向性において、「地域住民にとっての憩いの場となるよう日常的な利用を意識」という記載もあり、広域の不特定多数（空港利用者等）を念頭におくべきか、または市内（近隣の市も含）在住者を念頭におくべきか、ご教示ください。</p>	<p>本事業の広域交流拠点については、西知多道路利用者などの広域の不特定多数を念頭に置いております。なお、広域交流拠点の一部の機能については、地域住民も利用できる環境等を検討いただきたいところです。</p>